

【公開版】

令和2年8月3日
日本原燃株式会社

事業許可申請書（MOX燃料加工施設）の「加工施設の工事計画」 における「ホット試験」の記載について

1. 「加工施設の工事計画」における「ホット試験」の記載の要否について

事業許可申請書（MOX燃料加工施設）の「加工施設の工事計画」には、使用前事業者検査として核燃料物質を使用した「ホット試験」を記載している。

当該試験の実施の必要性を決めるためには、使用前事業者検査の実施内容を決める必要があるが、それらの内容は、後段規制である設計及び工事の計画の中で定義するものであることから、事業許可に係る審査の段階では検査の実施内容について決めることはできないと考えている。

上記の整理のとおり、事業許可申請書への「ホット試験」の記載については、使用前事業者検査において核燃料物質を使用することを許可段階で規定することになるため、次回補正において「ホット試験」の記載を削除する。

2. 今後の進め方

当社として、今後の設計及び工事の計画において、設計方針への適合確認に必要な検査内容及び検査方法を整理する中で、使用前事業者検査における核燃料物質の使用の要否についてご説明させていただく。

以上